全国大学病院輸血部会議規約

平成23年10月20日制定平成27年10月22日一部改正平成28年10月 7日一部改正 2019年11月14日一部改正

2020年10月23日一部改正

（名称）

第１条 本会議を全国大学病院輸血部会議と呼ぶ。

（目的）

第２条 本会議は、輸血医学に関する教育・啓発活動に係わる問題、輸血療法（細胞療法を含む、以下輸血療法と言う）全般に係わる問題、輸血部門の管理運営に係わる問題を討議し、院内外における輸血療法の改善向上に資することを目的とする。

（組織）

第３条 本会議は、全国の国立、公立、私立の大学病院（分院及び医学部附属病院を含む、以下大学病院と言う）の輸血部門に属する医師と臨床検査技師及び大学病院の職員等で構成される。

（事務局）

第４条 本会議に常置的な事務局を置く。全国大学病院輸血部会議本部事務局と称する。

（役員）

第５条 本会議に幹事と監査役を置く。本会議の幹事は、代表幹事１名と副幹事若干名からなり、本 会議の出席者の中から選出し本会議の承認を得る。任期は概ね２年間とし、再任を妨げない。幹事は、当番病院の推薦を含む本会議の開催に係わる諸事について当番病院に助言する。監査役は1名とし，

幹事の職務の執行を監査し，監査報告を作成する。任期は概ね２年間とし、再任を妨げない。

（当番病院）

第６条 本会議の開催に係わる準備を行い本会議を開催する。

（会議）

第７条 本会議は、その目的を達成するため当番病院を中心として年１回本会議を開催する。

（会議参加）

第８条 本会議には、第３条で示した組織の構成員が参加し、文部科学省代表者、厚生労働省代表者、日本赤十字社代表者等に会議参加を要請する。なお、構成員以外の者が希望する場合は、本会議に陪 席することができる。その際、第９条に定める運営費は徴収しないものとする。

（運営費）

第９条 本会議開催の運営費として、第３条で示した組織の構成員の参加者一人当たり金5,000 円を会議当日までに徴収し当番病院がこれを経理する。

（議決）

第10条 本会議の議決は、出席大学病院の過半数をもって議決する。

（提言）

第11条 本会議は、輸血医学に関する教育・啓発、輸血療法、輸血部門の管理運営に係わる重要な事項について提言を行うことができる。

（下部組織）

第12条 本会議に附随する下部組織を置くことができる。下部組織の規約等は、別途定める。

（年会費）

第13条 第３条で示した各組織は1校当たり金5,000 円を会議当日までに納める。

（規約の改定）

第14条 本規約を改定する場合には、本会議で討議し出席大学病院の三分の二以上をもって議決する。

全国大学病院輸血部会議細則

（議長）

第１条 本会議の議長には、当番病院の輸血部門の部長またはそれに代わる者が就任する。

（幹事）

第２条 規約第５条に定める幹事の任期は、本会議終了翌日から翌々年の本会議終了日までとする。

（会議参加）

第３条 規約第３条で示した組織の構成員の参加については、１病院当たり数名までとし、輸血部門の部長または副部長、輸血部門を代表する臨床検査技師、その他の輸血部門に密に係わる職員が参加することとする。

（陪席）

第４条 文部科学省代表者、厚生労働省代表者、日本赤十字社代表者等は、陪席に着席する。

（運営）

第５条 本会議の準備・運営は日本輸血･細胞治療学会秋期シンポジウムの担当施設との協力体制のもと、当番病院がおこなう。

（会計）

第６条 運営費については日本輸血・細胞治療学会秋季シンポジウムと協議の上分担する。本会議の収支は、前年度の当番病院が監査を行い、当番病院が次回の本会議で報告する。

（事務局）

第７条 事務局の業務については、日本輸血･細胞治療学会事務局と協力してあたることとし、別途これを定める。

（年会費）

第８条 規約第1３条の年会費の経理については日本輸血･細胞治療学会事務局と協力してあたることとし、別途これを定める。会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。事業報告及び決算は、代表幹事が作成し、監査役の監査を受け、全国大学病院輸血部会議で承認を受ける。

（技師研究会）

第9条 本会議に附随する下部組織として、技師研究会を置く。